

変更：令和6年4月1日

# 一般事業主行動計画

社員ひとりひとりが、仕事と家庭の両面において各人の能力を十分に発揮し役割を担うことができる環境整備を目的とし、次世代育成支援対策推進法に沿った行動計画について下記のとおり実施します。

1、計画期間 令和5年11月1日～令和7年10月31日（2年間）

2、内 容 「雇用環境の整備に関する事項」

<目標1>

・男性社員の出生時育児休業（産後パパ育休）等の育児制度の理解を得る活動を行う。

<目標2>

・計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上にする。

女性社員・・・取得率を80%以上にする。

<対 策>

- 令和5年11月～
- ① 「産後パパ育休」について、社内にポスター等を掲示し従業員への理解を求める。
  - ② 産前産後休暇の取得予定の女性社員に対し、育児休業が取得しやすいように制度の情報提供や復職後の支援を行い、育児休業を取得に繋げる。

○上記以外の次世代育成支援対策に関する事項（行動計画策定事項）

3、内 容 「若年者に魅力ある職場づくり支援」

<目標>

・若年労働者の入職に繋がるために、地域の学生に対しインターンシップ等の機会を提供する。

<対 策>

令和5年11月～ 地元の高校及び職業訓練学校にインターンシップを含めた就業体験の機会を提供する。職場体験を通して、若年労働者の雇用確保に注力する。